別表第六の二第十四号を次のように改める。

十四　削除

別表第六の二第二十三号を次のように改める。

二十三　削除

別表第六の二第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六及び二十七　削除

別表第六の二第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

別表第六の二第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一から三十三まで　削除

別表第六の二第三十六号を次のように改める。

三十六　削除

別表第六の二第四十三号を次のように改める。

四十三　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号及び第二十二号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十七年十月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条　次に掲げる物であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十七年四月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一　新令第十八条第十四号の十一に掲げる物

二　新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

第四条　事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号及び第十号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十七年十月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行に伴い、並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十五条第三項において準用する同法第十四条第七項及び同法第十五条第四項、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第二項第二号、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項第二号並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号ト及び第七号イの規定に基づき、この政令を制定する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第一条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

第一条第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。」に改める。

第十条第一項、第十九条の二第二項の表第百九条の四第三項の項及び第十九条の三第二項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（」に改める。

第二十二条第三号から第十一号まで、第十三号イ、第十五号、第二十号イ及び第二十一号ロ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に改める。

第二十三条中「第十四条第四項（」の下に「法第十五条第三項又は」を加え、「前条第十一号」を「第二十二条第十一号」に改め、同条を第二十五条とし、第二十二条の次に次の二条を加える。

（配偶者支援金の支給に係る法令の適用）

第二十三条　法第十五条第一項の配偶者支援金（以下この条において「配偶者支援金」という。）の支給が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定の適用については、配偶者支援金の支給に関する事務を生活保護に関する事務とみなす。

二　地方財政法第十条の規定の適用については、配偶者支援金の支給に要する経費を生活保護に要する経費とみなす。

三　地方自治法施行令第百七十四条の二十九第一項及び第百七十四条の四十九の五第一項の規定の適用については、「規定により、都道府県」とあるのは、「規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十五条第三項において準用する同法第十四条第四項において生活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。）により、都道府県」とする。

四　勅令及び政令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、当該命令を発する者が定める。